

川崎市立向丘小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市立向丘小学校 P T A (以下「本会」と称す) の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

(個人情報の定義)

第 3 条 個人情報とは生存する個人に関する情報であつて、該当情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(管理者)

第 4 条 本会における個人情報の管理者は会長及び会長代行とする。

(取扱者)

第 5 条 本会における個人情報の取扱者は役員及び委員会とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(周知)

第 7 条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報誌、会報誌で会員に周知する。

(個人情報の適正な取得)

第 8 条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め公開し、本人に明示する。また、円滑な P T A 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名・連絡先
- (2) 会員の子どもの氏名・クラス
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項

(個人情報の利用目的)

第 9 条 取得した個人情報は以下の P T A 活動ならびに P T A に関連した活動に関わる連絡のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会役員・委員の決定

資料 2-1

- (3) 本会役員・委員・会員の名簿の作成
- (4) 本会刊行物の発行、ホームページ掲載

(利用目的による制限)

第 1 0 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 9 条により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を扱わないものとする。

(管理)

第 1 1 条 個人情報は、管理者または取扱者が適正に管理する。また、不要となった個人情報 は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出等)

第 1 2 条 個人情報を保管する際は以下のように安全に配慮し適切におこなう。

- (1) 紙媒体で保管する場合は施錠するなど安全に十分配慮する。
- (2) 個人情報はそれを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

(第三者提供の制限)

第 1 3 条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第 1 4 条 本会は、向丘小学校と利用目的の範囲内で取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- (1) 利用する項目：第 8 条で定める通り
- (2) 利用するものの範囲：川崎市立向丘小学校と本会
- (3) 利用目的：第 9 条で定める通り
- (4) 責任者：第 4 条で定める通り

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 1 5 条 個人情報を第三者（第 1 3 条第 1 号から第 4 号及び、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

資料 2-1

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認)

第16条 第三者(第14条第1号から第4号及び、県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第17条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい対策)

第18条 個人情報を漏えい(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第19条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施する。

(苦情の処理)

第20条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

(改正)

第21条 本規則はP T A規約の細則に定める。

付則

- 1 本規則は、令和6年10月17日より施行する。

令和6年4月1日より実施する。